

ブロック塀等の撤去補助制度をご利用ください

危険なブロック塀等の撤去工事に要する費用の一部に対する補助事業を実施します。

【補助金額】

限度額15万円

※工事費または工事を行うブロック塀の長さ×1万円のいずれか低い額の3分の2以内

【補助対象】

・建築基準法上の道路または通学路に面する、道路等の地盤面からの高さが80cmを超えるブロック塀等で、安全基準に適合しないもの。

【その他】

- ・補助金の交付決定前に契約や工事等の着手をしようとする補助の対象となりません。
- ・記載内容以外にも条件がありますので申請前に必ず事前相談をお願いします。
- ・補助予定件数に達した場合、終了となります。

問都市整備課 ☎(57)4161

木造住宅の耐震補助制度をご利用ください

旧耐震基準で建てられた木造住宅の耐震診断、補強計画と併せて行う耐震改修、耐震建替えに対する補助事業を実施しています。

【補助金額】

〈耐震診断〉

補助限度額64,000円

(耐震診断費用の3分の2以内)

〈耐震改修〉

補助限度額100万円

(耐震改修工事費の5分の4以内)

〈耐震建替え〉

補助限度額100万円

(建替工事費(除却工事費含む)の5分の4以内)

【補助対象】

- ・昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で着工された住宅
- ・木造2階建て以下の住宅(賃貸は除く)
- ・初めて補助対象住宅となる住宅

【その他】

- ・補助金の交付決定前に契約や工事等の着手をしようとする補助の対象となりません。
- ・記載内容以外にも条件がありますので申請前に必ず事前相談をお願いします。
- ・補助予定件数に達した場合、終了となります。

問都市整備課 ☎(57)4161

佐川野地区の一部において建築規制が緩和されました

市街化調整区域では一定の立地基準を満たすものでなければ、開発行為を行うことができませんが、栃木県では「都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例」により、条例指定区域内においては、建築物等の用途を限定したうえで開発行為を許可できることとしています。

野木町では、同条例で野渡地区の一部が既に区域指定されていますが、令和3年3月26日に佐川野地区の一部が区域指定されました。

【条例指定区域内では】

①誰でも第二種低層住居専用地域内で建築可能な建築物(※)が建築できるようになります。

※第二種低層住居専用地域内で建築可能な建築物

ア 専用住宅

イ 兼用住宅(非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの)

ウ 共同住宅(アパート)、寄宿舍、下宿

エ 床面積150㎡以下の店舗(日用品販売店舗、喫茶店、理髪店等のサービス業用店舗のみ、2階以下)

オ 床面積50㎡以下のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等の作業所(原動機の制限あり)

カ その他(図書館、学校(大学、各種学校等を除く)、神社、寺院、教会、保育所、老人ホーム、公衆浴場、診療所、床面積600㎡以下の老人福祉センター・児童厚生施設、建築物に附属するもの)

※敷地が建築基準法第42条第2項道路(建築基準法施行以前に既に建築物が立ち並んでいた幅4m未満の道路で県が指定した道路)にのみ接している場合は、県の運用で専用住宅のみの建築が可能です。

②市街化調整区域のため、指定区域内で建築しようとする場合は、従来どおり基本的に開発許可、建築許可が必要となり、農地の場合、農地転用許可が必要となります。

※条例指定区域図については、町ホームページおよび都市整備課窓口で閲覧できます。

※詳細は、町ホームページ(<http://www.town.nogilg.jp/page/page003589.html>)をご覧ください。



問都市整備課 ☎(57)4161